

四半期報告書

(第62期第1四半期)

自 平成25年4月1日

至 平成25年6月30日

株式会社ウッドワン

広島県廿日市市木材港南1番1号

(E00630)

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移 1
- 2 事業の内容 1

第2 事業の状況

- 1 事業等のリスク 2
- 2 経営上の重要な契約等 2
- 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 2

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

- (1) 株式の総数等 5
- (2) 新株予約権等の状況 5
- (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 5
- (4) ライツプランの内容 5
- (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 5
- (6) 大株主の状況 5
- (7) 議決権の状況 6

2 役員の状況 6

第4 経理の状況 7

1 四半期連結財務諸表

- (1) 四半期連結貸借対照表 8
- (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 10
 - 四半期連結損益計算書 10
 - 四半期連結包括利益計算書 11

2 その他 17

第二部 提出会社の保証会社等の情報 18

[四半期レビュー報告書] 巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月9日
【四半期会計期間】	第62期第1四半期（自平成25年4月1日至平成25年6月30日）
【会社名】	株式会社ウッドワン
【英訳名】	WOOD ONE CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中本 祐昌
【本店の所在の場所】	広島県廿日市市木材港南1番1号
【電話番号】	0829(32)3333(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 藤田 守
【最寄りの連絡場所】	広島県廿日市市木材港南1番1号
【電話番号】	0829(32)3333(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 藤田 守
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第61期 第1四半期連結 累計期間	第62期 第1四半期連結 累計期間	第61期
会計期間	自平成24年4月1日 至平成24年6月30日	自平成25年4月1日 至平成25年6月30日	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日
売上高（百万円）	14,395	15,838	64,020
経常利益又は経常損失(△)（百万円）	195	△76	1,998
当期純利益又は四半期純損失(△) （百万円）	△77	△66	2,743
四半期包括利益又は包括利益 （百万円）	△2,076	△831	9,028
純資産額（百万円）	28,978	38,909	39,914
総資産額（百万円）	90,707	93,219	93,743
1株当たり当期純利益金額又は四半 期純損失金額(△)（円）	△1.67	△1.43	58.80
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	—	—	—
自己資本比率（％）	30.8	39.3	40.0

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 売上高には、消費税等は含まれていません。
3. 第61期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。
4. 第61期第1四半期連結累計期間及び第62期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

2【事業の内容】

当社グループ（当社及び連結子会社）は当社及び子会社13社から構成されており、住宅建材及び住宅設備機器の製造並びに販売を主たる事業としています。

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

固定資産譲渡について

当社は、平成25年5月15日に株式会社イズミと固定資産(土地)の譲渡に関する基本合意書を締結し、平成25年6月19日に譲渡契約書を締結しました。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、新政権による経済・金融政策への期待感や米国経済の復調をうけて円安や株高が進行し、輸出関連を中心に企業収益が改善すると共に、個人消費についても徐々に回復の兆しが見受けられました。しかしながら、欧州財政問題等による世界経済の下振懸念は薄れてきたものの、新興国経済の成長鈍化や、増税・デフレ脱却・為替相場・外交問題などの先行き不透明感から、本格的な景気回復には至りませんでした。

住宅業界におきましては、住宅ローン減税・地域型住宅ブランド事業や省エネ化への補助金制度等に加え、平成26年4月の消費税増税に向けての駆け込み需要や東日本大震災の復興需要から、新設住宅着工戸数は10ヶ月連続で前年同月を上回り回復傾向にありました。

当社グループは、将来の人口・世帯数減少による『新設住宅着工戸数減少の時代を勝ち抜く為、全社の経営資源を結集し、最大活用する』を基本方針として、『新しい商品・新しい発想・新しい提案での新しい顧客開拓と需要創造』による抜本的営業革新を目指し、森林認証(※)を取得しているニュージーランドの森林資源を活用したピノアースシリーズを中心に、新製品・新サービスの投入により新築市場に加えてリフォーム市場の更なる開拓を図っています。

平成25年4月に広島・大阪においてショールームを新装オープン致しました。新しいショールームでは、“無垢の木のぬくもりある暮らし”を発信するショールームとして、無垢キッチン「スイージー」を主体に、床、内装建具などとトータルコーディネートすることで、お客様が実際の生活空間をイメージしやすいルームを再現しています。

木質建材では、「ピノアースシリーズ」や同シリーズからデザインを新たに厳選し、求めやすい価格とした新製品群「ナチュラルセレクション」などのFSC認証製品、ソフトアートシリーズの「シンプルセレクション」、認証基材を使用した環境配慮型のフローリングなどの売り上げが伸びました。また、リフォーム用として無垢フローリング「ピノアース6mm厚タイプ」、内窓で国内初のFSC認証製品である無垢の木製内窓「MOKUサッシ」、断熱改修を手軽に実現可能とするリフォーム用断熱改修パネル「あったかべ」、簡単に無垢材の素材感が味わえる無垢カーペット「びたゆか」などを拡販し、内装床材では、厚貼りフローリングの手作り工芸調床材コンビットクラフトシリーズなどを拡販しました。

住宅設備機器では、木質建材とトータルコーディネートできることで好評のシステムキッチン「スイージー」、自然塗料や浮造り仕上げなど、無垢材の良さを最大限に生かした無垢キッチンシリーズの売上増強を図りました。

また、海外の関連子会社を含めた新たな加工・流通・販売体制の構築を行い、成長著しいアジア市場など海外向けの売上増大に努めています。

当社グループでは、このような施策を行い、販売数量の増加による売上増加や製造コスト削減に努めましたが、急激な為替レートの変動により、海外子会社の損益に影響を与えました。

この結果、連結売上高は、15,838百万円(前年同期比10.0%増)、営業利益339百万円(前年同期比41.7%減)、経常損失76百万円(前年同期は経常利益195百万円)、四半期純損失66百万円(前年同期は四半期純損失77百万円)となりました。

(※) 国際的な審査機関FSC®(森林管理協議会)のFM認証(森林管理認証)とCoC認証(加工・流通過程の管理認証)の総称/ライセンスNo.FSC-C043904

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間における連結財政状態は、前連結会計年度に比べ、資産が523百万円減少、負債が481百万円増加、純資産が1,004百万円減少しました。主な内訳として、資産の減少は、主に受取手形及び売掛金1,625百万円増加、その他(流動資産)331百万円増加したものの、現金及び預金1,158百万円減少、為替予約(流動資産)583百万円減少、有形固定資産804百万円減少によるものです。負債の増加は、主に短期・長期借入金497百万円減少、未払法人税等284百万円減少、繰延税金負債343百万円減少したものの、支払手形及び買掛金747百万円増加、引当金(流動負債)356百万円増加、その他(流動負債)586百万円増加によるものです。純資産の減少は、主に利益剰余金241百万円減少、繰延ヘッジ損益292百万円減少、為替換算調整勘定355百万円減少、少数株主持分174百万円減少によるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの対処すべき課題については重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株主及び投資家による自由な取引が認められており、当社取締役会は、特定の者による大規模な買付けに応じるか否かの判断は、最終的には、株主によってなされるべきと考えます。

しかしながら、昨今の上場株式の大規模な買付けの中には、株式を買い集め、濫用的な会社運営を行い、多数派株主として自己の利益を追求することのみを目的とするもの又は株主に当社の株式の売却を事実上強要し、または、株主を真の企業価値を反映しない廉価で株式を売却せざるを得ない状況におくような態様によるもの等の企業価値ひいては株主の共同の利益を著しく損なう株式の大規模な買付けも見受けられます。

当社の経営に関しては、当社グループが永年に亘り築きあげた林業及び総合木質建材製造並びに住宅設備機器製造の経験、知識及び情報についての適切な理解及び顧客、取引先や地域社会からの信頼が不可欠であり、かかる理解や利害関係者からの信頼なくしては、当社の企業価値の正確な把握及び今後の企業価値向上のための施策の策定、並びにその成果の予測等は困難であると考えています。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、そのような当社の企業価値の源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解したうえで、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を中長期的に確保または向上させることを真摯に目指す者でなければならぬと当社は考えています。従って、当社の企業価値の源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解せずに、上記のような当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大規模な買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、上記①の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」という。)の実現に資する取組みとして、以下の各取組みを実施しています。

(a) 中期経営計画等

当社は、子会社とともに、「業界一流のメーカーとして、本業を極め、本業に徹し、一流の商品をお客様にご提供することを通じて、社会の発展に貢献する」を経営理念として、林業、並びに、建材の加工・製造、住宅設備機器の加工・製造及び建築部材の設計・生産を行う総合建材製造業に従事し、顧客ニーズに沿った商品開発に注力するとともに、自然環境の保護と社会の発展に貢献すべく企業活動を展開しています。

近年、環境問題に対する意識が高まるにつれて、木の伐採に対する否定的な意見が多くなっており、確かに、二酸化炭素を吸収する森林の減少は大きな問題です。しかしながら、正しい林業とは、森林を減少させるものではなく、定期的な植林・間伐・伐採を繰り返す「輪伐施業」によって森林を若々しく保つ行為です。当社グループはこうした理念の下、常に正しい林業のあり方を実践してきました。まさに、林業とはエコロジー産業であるという自負とともに、当社は企業活動を続けてきたものといえます。

また、当社は、伐った木を無駄なく使いたいという思いから、建材の加工・製造や建築部材の設計・生産を行う総合木質建材製造業としても事業を発展させてきました。ここでも、地域共生や高齢化社会、シックハウス症候群というさまざまな社会的課題に直面しましたが、常に積極的な姿勢で問題解決に取組み、時代に先駆けた解決策を提示してきました。

そして、当社は、これからの厳しい競争時代に着実に業績を伸展させるべく、中長期的経営戦略として、(I)森林資源を保全する法正林施業(植林、育林、間伐、伐採)を採用したニュージーランドの育林事業により安定した原材料を確保し、(II)貴重な資源を更に活かす為、高度な木材加工技術の更なる向上を図り、(III)国内外の製造ネットワークを更に整備し、効率的な運営とコスト低減を図り市場競争力を高め、(IV)高齢化社会とともに、バリアフリー等の人に優しい住宅作りが進む中、品質を基本として顧客ニーズに沿って、安全・健康をテーマとした商品の開発・拡販に努め、(V)成長著しいアジア市場など住宅需要増加を見込める海外への販売、ブランド力ある商品の製造・販売に努め、(VI)認証材を活用した国内外のニーズに応じていきます。

(b) コーポレート・ガバナンスの状況

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社の経営理念を実践していく為、経営に対する考え方、仕事への取り組み姿勢、判断の基準等をまとめ経営トップを含めた全従業員の日々の規範とし、高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成に努めており、今後さらにこの規範等の充実、整備を進めていく方針です。

(コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況)

(ア) 会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

当社は、監査役制度を採用しています。4名の監査役(内社外監査役2名)により、取締役及び執行役員の職務執行につきまして、厳正な監視を行っています。

また、当社取締役会は、平成25年6月30日現在7名の取締役で構成され、重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行状況の監督を行うため、原則月一回の定例の当社取締役会を開催しています。また、経営効率を向上させ、取締役及び使用人の職務の執行を効率的かつ機動的に行うために、関係取締役及び関係各部署の幹部をメンバーとする経営統括会議を原則毎週開催しています。

毎事業年度の経営計画につきましては、全社計画を策定し、各部署におきまして具体策を立案及び実行しています。また、業務執行の強化及び経営効率の向上を図るため、執行役員制度を導入しています。

内部統制につきましては、取締役及び全ての使用人の職務が適法かつ適正に行われるため及び高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成を図るため、権限、情報管理、コンプライアンスやリスクに関する各種規程やルール等を整備運用し、当社監査役等と連携して推進しています。さらに、財務報告の正確性と信頼性を確保するための内部統制の仕組みの強化の一環として、内部監査室の設置を行う等、体制面の充実を図っています。

会計監査は平成19年4月より西日本監査法人に依頼して、定期的な監査の他、会計上の課題につきましては随時確認を行い、会計処理の適正性の確保に努めています。また、顧問契約に基づく顧問弁護士より法律問題全般について必要に応じて助言と指導を受けています。

なお当社と当社の社外監査役の人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はありません。

(イ) リスク管理体制整備の状況

当社の全体のリスク管理を推進するため、リスク管理担当の役員を置いています。担当役員は取締役総務人事部長がこれにあたり、総務人事部が中心となり全社的なリスク管理体制の構築、運営、リスク管理に関する内部監査の実施等を行っています。各部門におきましては、顕在的リスク及び潜在的リスクの検証を行い、リスク現実化の未然防止策及びリスク現実化の際の対応策等を策定しています。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を確保し、又は向上させるために平成23年6月29日開催の株主総会におきまして第三回信託型買収防衛策(以下「信託型防衛策」)と第四回事前警告型買収防衛策(以下「事前警告型防衛策」)の導入について承認を得ています。買収等に対して対抗措置の発動が必要であると判断される場合には、原則として信託型防衛策が選択されますが、買収等の態様、租税法その他の法令上の制約等に鑑み、信託型防衛策に代えて事前警告型防衛策が発動されることがあります。従って信託型防衛策に基づく対抗措置と事前警告型防衛策に基づく対抗措置が同時に発動されることはありません。

なお信託型防衛策及び事前警告型防衛策の導入の目的及びスキームに関しては当社のホームページ(http://www.woodone.co.jp/ir/pdf/20110526_baisyuboueisaku.pdf)のIR情報に掲載している平成23年5月26日付「第三回信託型買収防衛策及び第四回事前警告型買収防衛策の導入に関するお知らせ」で閲覧することができます。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発活動の金額は、55百万円です。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第1四半期連結累計期間における当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通しは、重要な変更及び新たに生じたものはありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	196,839,384
計	196,839,384

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年8月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	49,209,846	49,209,846	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	49,209,846	49,209,846	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年4月1日～ 平成25年6月30日	—	49,209,846	—	7,324	—	7,815

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成25年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,547,000	—	単元株式数 1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 46,363,000	46,363	同上
単元未満株式	普通株式 299,846	—	—
発行済株式総数	普通株式 49,209,846	—	—
総株主の議決権	—	46,363	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式51株が含まれています。

② 【自己株式等】

平成25年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ウッドワン	広島県廿日市市 木材港南1番1号	2,547,000	—	2,547,000	5.18
計	—	2,547,000	—	2,547,000	5.18

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、西日本監査法人による四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,404	5,245
受取手形及び売掛金	8,175	9,800
商品及び製品	6,202	6,143
仕掛品	2,207	2,307
原材料及び貯蔵品	6,838	6,675
繰延税金資産	265	346
為替予約	2,238	1,654
その他	526	858
貸倒引当金	△12	△16
流動資産合計	32,845	33,015
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	9,256	9,198
機械装置及び運搬具（純額）	8,060	7,937
土地	11,305	11,256
立木	16,497	16,119
その他（純額）	2,275	2,079
有形固定資産合計	47,395	46,591
無形固定資産	424	488
投資その他の資産	※1 13,077	※1 13,124
固定資産合計	60,897	60,204
資産合計	93,743	93,219
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,738	5,486
短期借入金	※3 26,690	※3 26,470
未払法人税等	490	205
引当金	361	717
その他	3,107	3,694
流動負債合計	35,388	36,573
固定負債		
社債	3,300	3,300
長期借入金	※3 10,448	※3 10,171
繰延税金負債	2,930	2,587
引当金	1,284	1,301
その他	477	376
固定負債合計	18,440	17,736
負債合計	53,829	54,310

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,324	7,324
資本剰余金	7,815	7,815
利益剰余金	19,359	19,117
自己株式	△2,131	△2,131
株主資本合計	32,367	32,125
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	184	241
繰延ヘッジ損益	654	362
為替換算調整勘定	4,261	3,906
その他の包括利益累計額合計	5,100	4,510
新株予約権	239	241
少数株主持分	2,206	2,031
純資産合計	39,914	38,909
負債純資産合計	93,743	93,219

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
売上高	14,395	15,838
売上原価	9,504	10,862
売上総利益	4,891	4,976
販売費及び一般管理費	4,309	4,637
営業利益	581	339
営業外収益		
受取利息	8	7
受取配当金	21	25
受取賃貸料	39	40
その他	45	64
営業外収益合計	114	138
営業外費用		
支払利息	189	160
売上割引	109	114
為替差損	140	200
その他	61	78
営業外費用合計	499	553
経常利益又は経常損失(△)	195	△76
特別利益		
固定資産売却益	5	10
その他	0	0
特別利益合計	5	10
特別損失		
固定資産売却損	7	22
固定資産除却損	0	0
設備移設費用	—	8
為替差損	※ 370	—
その他	0	0
特別損失合計	379	31
税金等調整前四半期純損失(△)	△178	△97
法人税、住民税及び事業税	63	206
法人税等調整額	△151	△218
法人税等合計	△88	△11
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△89	△86
少数株主損失(△)	△11	△19
四半期純損失(△)	△77	△66

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△89	△86
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△44	57
繰延ヘッジ損益	△448	△352
為替換算調整勘定	△1,493	△450
その他の包括利益合計	△1,986	△745
四半期包括利益	△2,076	△831
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△1,789	△657
少数株主に係る四半期包括利益	△287	△174

【注記事項】

（連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更）

該当事項はありません。

（会計方針の変更等）

該当事項はありません。

（四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
投資その他の資産	80百万円	63百万円

2 受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
受取手形割引高	1,127百万円	232百万円

※3 財務制限条項

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
--	-------------------------	------------------------------

借入金のうち平成21年9月25日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額12,000百万円、平成25年3月31日現在借入金残高9,900百万円）において財務制限条項が付されており、平成23年9月27日において財務制限条項を変更しています。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン

契約総額	12,000百万円
借入実行総額	12,000
借入未実行残高	—

なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

① 純資産維持

平成24年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、単体の貸借対照表においては、純資産を平成23年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

② 営業利益の維持

平成24年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

平成21年9月25日締結のシンジケートローン方式によるコミットメントライン契約（契約総額2,000百万円、平成25年3月31日現在借入はありません）において財務制限条項が付されており、平成24年9月25日において財務制限条項を変更しています。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

コミットメントライン

契約総額	2,000百万円
借入実行総額	—
借入未実行残高	2,000

なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

借入金のうち平成21年9月25日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額12,000百万円、平成25年6月30日現在借入金残高9,750百万円）において財務制限条項が付されており、平成23年9月27日において財務制限条項を変更しています。

これらの契約に基づく当第1四半期連結会計期間末の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン

契約総額	12,000百万円
借入実行総額	12,000
借入未実行残高	—

なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

① 純資産維持

平成24年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、単体の貸借対照表においては、純資産を平成23年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

② 営業利益の維持

平成24年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

平成21年9月25日締結のシンジケートローン方式によるコミットメントライン契約（契約総額2,000百万円、平成25年6月30日現在借入はありません）において財務制限条項が付されており、平成24年9月25日において財務制限条項を変更しています。

これらの契約に基づく当第1四半期連結会計期間末の借入未実行残高は、次のとおりです。

コミットメントライン

契約総額	2,000百万円
借入実行総額	—
借入未実行残高	2,000

なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

① 純資産維持

平成25年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、単体の貸借対照表においては、純資産を平成23年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

② 営業利益の維持

平成25年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

平成24年9月25日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額3,000百万円、平成25年3月31日現在借入金残高3,000百万円）において財務制限条項が付しています。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン	
契約総額	3,000百万円
借入実行総額	3,000
借入未実行残高	—

なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

① 純資産維持

平成25年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、単体の貸借対照表においては、純資産を平成23年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

② 営業利益の維持

平成25年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

平成24年9月25日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額7,000百万円、平成25年3月31日現在借入金残高7,000百万円）において財務制限条項を付しています。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン	
契約総額	7,000百万円
借入実行総額	7,000
借入未実行残高	—

なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

① 純資産維持

平成25年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、単体の貸借対照表においては、純資産を平成23年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

② 営業利益の維持

平成25年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

平成24年9月25日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額3,000百万円、平成25年6月30日現在借入金残高3,000百万円）において財務制限条項が付しています。

これらの契約に基づく当第1四半期連結会計期間末の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン	
契約総額	3,000百万円
借入実行総額	3,000
借入未実行残高	—

なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

① 純資産維持

平成25年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、単体の貸借対照表においては、純資産を平成23年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

② 営業利益の維持

平成25年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

平成24年9月25日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額7,000百万円、平成25年6月30日現在借入金残高7,000百万円）において財務制限条項を付しています。

これらの契約に基づく当第1四半期連結会計期間末の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン	
契約総額	7,000百万円
借入実行総額	7,000
借入未実行残高	—

なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

前連結会計年度
(平成25年3月31日)

当第1四半期連結会計期間
(平成25年6月30日)

① 純資産維持

平成25年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、単体の貸借対照表においては、純資産を平成23年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

② 営業利益の維持

平成25年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

平成23年9月27日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額3,000百万円、平成25年3月31日現在借入金残高2,550百万円）において財務制限条項が付されています。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン	
契約総額	3,000百万円
借入実行総額	3,000
借入未実行残高	—

なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

① 純資産維持

平成24年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、単体の貸借対照表においては、純資産を平成23年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

② 営業利益の維持

平成24年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

① 純資産維持

平成25年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、単体の貸借対照表においては、純資産を平成23年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

② 営業利益の維持

平成25年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

平成23年9月27日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額3,000百万円、平成25年6月30日現在借入金残高2,475百万円）において財務制限条項が付されています。

これらの契約に基づく当第1四半期連結会計期間末の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン	
契約総額	3,000百万円
借入実行総額	3,000
借入未実行残高	—

なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

① 純資産維持

平成24年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、単体の貸借対照表においては、純資産を平成23年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

② 営業利益の維持

平成24年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

(四半期連結損益計算書関係)

※ 為替差損

前第1四半期連結累計期間
(自 平成24年4月1日
至 平成24年6月30日)

当第1四半期連結累計期間
(自 平成25年4月1日
至 平成25年6月30日)

Juken New Zealand Ltd. の外貨建借入金の期末換算から生じた為替差損は、著しい相場変動により発生したもののため、特別損失として計上しています。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりです。

前第1四半期連結累計期間
(自 平成24年4月1日
至 平成24年6月30日)

当第1四半期連結累計期間
(自 平成25年4月1日
至 平成25年6月30日)

減価償却費

847百万円

726百万円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	174	3.75	平成24年3月31日	平成24年6月28日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発
生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月26日 定時株主総会	普通株式	174	3.75	平成25年3月31日	平成25年6月27日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発
生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、住宅建材設備事業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純損失金額(△)	△1円67銭	△1円43銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(△)(百万円)	△77	△66
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失金額(△)(百万円)	△77	△66
普通株式の期中平均株式数(株)	46,665,290	46,662,950
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	—	—
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年8月7日

株式会社ウッドワン

取締役会 御中

西日本監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 栗 栖 正 紀

業務執行社員 公認会計士 山 内 重 樹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウッドワンの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ウッドワン及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

